

表43. 必要な場合に、精神科救急情報センターで、直接、外来診療を行うこと

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明	合計
行政主管課	2	5	8	2	1	18
消防局救急	6	3	0	0	0	9
警察本部	2	2	0	0	4	8
精保センター	3	2	6	4	0	15
家族会	4	4	0	0	1	9
権利擁護	1	0	0	0	0	1
保健所	23	32	3	3	4	63
参加病院	19	31	10	4	1	65
上記以外	3	6	1	0	0	10
合計	63	85	28	14	8	198

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明
行政主管課	11.1	27.8	44.4	11.1	5.6
消防局救急	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
警察本部	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0
精保センター	20.0	13.3	40.0	26.7	0.0
家族会	44.4	44.4	0.0	0.0	11.1
権利擁護	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保健所	36.5	50.8	4.8	6.3	1.6
参加病院	29.2	47.7	15.4	6.2	1.5
上記以外	30.0	60.0	10.0	0.0	0.0
合計	31.8	42.9	14.1	7.1	4.0

表44. 必要な場合に、精神科救急情報センターで、直接、入院治療を行うこと

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明	合計
行政主管課	0	4	10	3	1	18
消防局救急	6	3	0	0	0	9
警察本部	2	2	0	0	4	8
精保センター	3	1	5	6	0	15
家族会	3	3	2	0	1	9
権利擁護	1	0	0	0	0	1
保健所	17	26	11	8	1	63
参加病院	14	32	11	7	1	65
上記以外	3	5	1	1	0	10
合計	49	76	40	25	8	198

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明
行政主管課	0.0	22.2	55.6	16.7	5.6
消防局救急	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
警察本部	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0
精保センター	20.0	6.7	33.3	40.0	0.0
家族会	33.3	33.3	22.2	0.0	11.1
権利擁護	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保健所	27.0	41.3	17.5	12.7	1.6
参加病院	21.5	49.2	16.9	10.8	1.5
上記以外	30.0	50.0	10.0	10.0	0.0
合計	24.7	38.4	20.2	12.6	4.0

表45. 必要な場合に、必ず外来診療を受けられる場所を紹介すること

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明	合計
行政主管課	9	7	0	1	1	18
消防局救急	8	1	0	0	0	9
警察本部	2	2	0	0	4	8
精保センター	8	7	0	0	0	15
家族会	6	2	0	0	1	9
権利擁護	1	0	0	0	0	1
保健所	46	17	0	0	0	63
参加病院	27	35	3	0	0	65
上記以外	6	4	0	0	0	10
合計	113	75	3	1	6	198

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明
行政主管課	50.0	38.9	0.0	5.6	5.6
消防局救急	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0
警察本部	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0
精保センター	53.3	46.7	0.0	0.0	0.0
家族会	66.7	22.2	0.0	0.0	11.1
権利擁護	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保健所	73.0	27.0	0.0	0.0	0.0
参加病院	41.5	53.8	4.6	0.0	0.0
上記以外	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
合計	57.1	37.9	1.5	0.5	3.0

表4.6. 必要な場合に、必ず入院治療を受けられる場所を紹介できること

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明	合計
行政主管課	12	6	0	0	0	18
消防局救急	8	1	0	0	0	9
警察本部	3	1	0	0	4	8
精保センター	8	7	0	0	0	15
家族会	6	2	1	0	0	9
権利擁護	1	0	0	0	0	1
保健所	52	11	0	0	0	63
参加病院	33	30	2	0	0	65
上記以外	4	6	0	0	0	10
合計	127	64	3	0	4	198

	絶対に必要	必要性高い	余り必要ない	特に必要ない	不明
行政主管課	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
消防局救急	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0
警察本部	37.5	12.5	0.0	0.0	50.0
精保センター	53.3	46.7	0.0	0.0	0.0
家族会	66.7	22.2	11.1	0.0	0.0
権利擁護	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保健所	82.5	17.5	0.0	0.0	0.0
参加病院	50.8	46.2	3.1	0.0	0.0
上記以外	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0
合計	64.1	32.3	1.5	0.0	2.0

機関別集計：対応 生活困難例

表47. 保健所の職員等が状況を調査に行く場合の同行・立ち会い

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	0	2	8	6	2	18
消防局救急	0	0	0	7	2	9
警察本部	0	0	3	0	5	8
精保センター	0	2	9	4	0	15
家族会	1	0	4	2	2	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	8	19	15	1	20	63
参加病院	1	12	38	12	2	65
上記以外	1	3	4	1	1	10
合計	11	38	82	33	34	198

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計
行政主管課	0.0	11.1	44.4	33.3	11.1
消防局救急	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
警察本部	0.0	0.0	37.5	0.0	62.5
精保センター	0.0	13.3	60.0	26.7	0.0
家族会	11.1	0.0	44.4	22.2	22.2
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	12.7	30.2	23.8	1.6	31.7
参加病院	1.5	18.5	58.5	18.5	3.1
上記以外	10.0	30.0	40.0	10.0	10.0
合計	5.6	19.2	41.4	16.7	17.2

表48. 医師が訪問診察を行う場合の同行・立ち会い

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	0	1	10	6	1	18
消防局救急	0	0	0	7	2	9
警察本部	0	0	1	1	6	8
精保センター	0	1	9	5	0	15
家族会	1	0	5	2	1	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	10	24	27	2	0	63
参加病院	2	13	35	14	1	65
上記以外	0	5	4	1	0	10
合計	13	44	92	38	11	198

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計
行政主管課	0.0	5.6	55.6	33.3	5.6
消防局救急	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
警察本部	0.0	0.0	12.5	12.5	75.0
精保センター	0.0	6.7	60.0	33.3	0.0
家族会	11.1	0.0	55.6	22.2	11.1
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	15.9	38.1	42.9	3.2	0.0
参加病院	3.1	20.0	53.8	21.5	1.5
上記以外	0.0	50.0	40.0	10.0	0.0
合計	6.6	22.2	46.5	19.2	5.6

表49. 本人の受診に向けての説得

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	1	2	7	7	1	18
消防局救急	0	0	3	4	2	9
警察本部	0	0	0	2	6	8
精保センター	0	1	9	5	0	15
家族会	0	1	4	2	2	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	8	22	32	1	0	63
参加病院	3	13	39	8	2	65
上記以外	2	1	6	1	0	10
合計	14	40	101	30	13	198

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計
行政主管課	5.6	11.1	38.9	38.9	5.6
消防局救急	0.0	0.0	33.3	44.4	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0
精保センター	0.0	6.7	60.0	33.3	0.0
家族会	0.0	11.1	44.4	22.2	22.2
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	12.7	34.9	50.8	1.6	0.0
参加病院	4.6	20.0	60.0	12.3	3.1
上記以外	20.0	10.0	60.0	10.0	0.0
合計	7.1	20.2	51.0	15.2	6.6

表50. 訪問診察する医師を派遣すること

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	0	2	7	8	1	18
消防局救急	0	0	0	7	2	9
警察本部	0	0	0	1	7	8
精保センター	0	3	7	5	0	15
家族会	0	0	3	5	1	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	1	9	29	23	1	63
参加病院	1	14	38	11	1	65
上記以外	0	2	4	4	0	10
合計	2	30	89	64	13	198

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	
行政主管課	0.0	11.1	38.9	44.4	5.6
消防局救急	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	12.5	87.5
精保センター	0.0	20.0	46.7	33.3	0.0
家族会	0.0	0.0	33.3	55.6	11.1
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	1.6	14.3	46.0	36.5	1.6
参加病院	1.5	21.5	58.5	16.9	1.5
上記以外	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0
合計	1.0	15.2	44.9	32.3	6.6

表51. 搬送手段の提供

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	0	3	7	7	1	18
消防局救急	0	1	6	1	1	9
警察本部	0	0	1	1	6	8
精保センター	0	0	1	14	0	15
家族会	0	0	3	5	1	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	1	0	13	49	0	63
参加病院	1	10	30	24	0	65
上記以外	0	2	3	5	0	10
合計	2	16	65	106	9	198

	常時可能	おおむね可能事例によって	可能でない	不明	
行政主管課	0.0	16.7	38.9	38.9	5.6
消防局救急	0.0	11.1	66.7	11.1	11.1
警察本部	0.0	0.0	12.5	12.5	75.0
精保センター	0.0	0.0	6.7	93.3	0.0
家族会	0.0	0.0	33.3	55.6	11.1
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	1.6	0.0	20.6	77.8	0.0
参加病院	1.5	15.4	46.2	36.9	0.0
上記以外	0.0	20.0	30.0	50.0	0.0
合計	1.0	8.1	32.8	53.5	4.5

機関別集計:対応 異常行動例

表52. 保健所の職員等が状況調査に行く場合の同行・立ち会い

	常時可能	おおむね可事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	0	3	7	6	2	18
消防局救急	0	0	0	7	7	9
警察本部	0	0	3	1	4	8
精保センター	0	1	10	4	0	15
家族会	0	1	4	3	3	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	7	14	19	2	2	21
参加病院	1	16	35	11	11	65
上記以外	1	3	4	1	1	10
合計	9	38	83	35	33	198

	常時可能	おおむね可事例によって	可能でない	不明	
行政主管課	0.0	16.7	38.9	33.3	11.1
消防局救急	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
警察本部	0.0	0.0	37.5	12.5	50.0
精保センター	0.0	6.7	66.7	26.7	0.0
家族会	0.0	11.1	44.4	33.3	11.1
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	11.1	22.2	30.2	3.2	33.3
参加病院	1.5	24.6	53.8	16.9	3.1
上記以外	10.0	30.0	40.0	10.0	10.0
合計	4.5	19.2	41.9	17.7	16.7

表53. 医師が訪問診察を行う場合の同行・立ち会い

	常時可能	おおむね可事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	0	3	8	6	1	18
消防局救急	0	0	0	7	2	9
警察本部	0	0	1	2	5	8
精保センター	0	0	10	5	0	15
家族会	0	1	4	3	3	9
権利擁護	0	0	0	1	0	1
保健所	11	16	34	2	2	63
参加病院	2	11	39	12	1	65
上記以外	0	5	4	1	0	10
合計	13	36	100	39	10	198

	常時可能	おおむね可事例によって	可能でない	不明	
行政主管課	0.0	16.7	44.4	33.3	5.6
消防局救急	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
警察本部	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5
精保センター	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
家族会	0.0	11.1	44.4	33.3	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	17.5	25.4	54.0	3.2	0.0
参加病院	3.1	16.9	60.0	18.5	1.5
上記以外	0.0	50.0	40.0	10.0	0.0
合計	6.6	18.2	50.5	19.7	5.1

表54. 本人の受診に向けての説得

	常時可能	おおむね可事例によって	可能でない	不明	合計	
行政主管課	1	4	5	7	1	18
消防局救急	0	0	3	4	2	9
警察本部	0	0	0	2	6	8
精保センター	0	1	9	5	0	15
家族会	0	1	5	2	1	9
権利擁護	0	0	0	1	0	1
保健所	7	18	37	1	0	63
参加病院	2	12	42	7	7	65
上記以外	1	2	6	1	0	10
合計	11	38	107	30	12	198

	常時可能	おおむね可事例によって	可能でない	不明	
行政主管課	5.6	22.2	27.8	38.9	5.6
消防局救急	0.0	0.0	33.3	44.4	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0
精保センター	0.0	6.7	60.0	33.3	0.0
家族会	0.0	11.1	55.6	22.2	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	11.1	28.6	58.7	1.6	0.0
参加病院	3.1	18.5	64.6	10.8	3.1
上記以外	10.0	20.0	60.0	10.0	0.0
合計	5.6	19.2	54.0	15.2	6.1

表55. 訪問診察する医師を派遣すること

	常時可能	おおむね可能	事例によって可能でない	不明	合計
行政主管課	0	4	5	8	18
消防局救急	0	0	0	7	9
警察本部	0	0	0	1	8
精保センター	0	2	9	4	15
家族会	0	0	3	5	9
権利擁護	0	0	0	1	1
保健所	2	6	31	23	63
参加病院	1	12	42	9	65
上記以外	0	1	5	4	10
合計	3	25	95	62	198

	常時可能	おおむね可能	事例によって可能でない	不明	
行政主管課	0.0	22.2	27.8	44.4	5.6
消防局救急	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	12.5	87.5
精保センター	0.0	13.3	60.0	26.7	0.0
家族会	0.0	0.0	33.3	55.6	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	3.2	9.5	49.2	36.5	1.6
参加病院	1.5	18.5	64.6	13.8	1.5
上記以外	0.0	10.0	50.0	40.0	0.0
合計	1.5	12.6	48.0	31.3	6.6

表56. 搬送手段の提供

	常時可能	おおむね可能	事例によって可能でない	不明	合計
行政主管課	0	4	6	7	18
消防局救急	0	1	7	0	9
警察本部	0	0	2	1	8
精保センター	0	0	0	15	15
家族会	0	0	3	5	9
権利擁護	0	0	0	1	1
保健所	1	0	12	49	63
参加病院	1	10	32	22	65
上記以外	1	1	4	4	10
合計	3	16	66	104	198

	常時可能	おおむね可能	事例によって可能でない	不明	
行政主管課	0.0	22.2	33.3	38.9	5.6
消防局救急	0.0	11.1	77.8	0.0	11.1
警察本部	0.0	0.0	25.0	12.5	62.5
精保センター	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
家族会	0.0	0.0	33.3	55.6	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	1.6	0.0	19.0	77.8	1.6
参加病院	1.5	15.4	49.2	33.8	0.0
上記以外	10.0	10.0	40.0	40.0	0.0
合計	1.5	8.1	33.3	52.5	4.5

機関別集計：事例6-1：45歳ひとり暮らし男性

表57. 緊急性な介入の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	0	3	1	8	6	0	18
消防局救急	2	1	2	1	1	2	9
警察本部	0	0	0	1	2	5	8
精保センター	0	0	1	4	10	0	15
家族会	0	0	0	0	8	1	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	1	3	3	35	21	0	63
参加病院	1	3	4	19	38	0	65
上記以外	1	0	0	3	6	0	10
合計	5	10	11	71	93	8	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	0.0	16.7	5.6	44.4	33.3	0.0
消防局救急	22.2	11.1	22.2	11.1	11.1	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5
精保センター	0.0	0.0	6.7	26.7	66.7	0.0
家族会	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	1.6	4.8	4.8	55.6	33.3	0.0
参加病院	1.5	4.6	6.2	29.2	58.5	0.0
上記以外	10.0	0.0	0.0	30.0	60.0	0.0
合計	2.5	5.1	5.6	35.9	47.0	4.0

表58. 精神科救急の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	1	1	4	8	4	0	18
消防局救急	1	2	2	2	0	2	9
警察本部	0	0	0	1	2	5	8
精保センター	0	1	2	8	4	0	15
家族会	0	0	0	0	9	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	3	3	9	33	15	0	63
参加病院	2	5	7	13	37	1	65
上記以外	1	0	0	3	6	0	10
合計	8	12	24	68	78	8	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	5.6	5.6	22.2	44.4	22.2	0.0
消防局救急	11.1	22.2	22.2	22.2	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5
精保センター	0.0	6.7	13.3	53.3	26.7	0.0
家族会	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	4.8	4.8	14.3	52.4	23.8	0.0
参加病院	3.1	7.7	10.8	20.0	56.9	1.5
上記以外	10.0	0.0	0.0	30.0	60.0	0.0
合計	4.0	6.1	12.1	34.3	39.4	4.0

機関別集計：事例6-2：35歳生活保護女性

表59. 緊急性な介入の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	0	1	1	6	9	1	18
消防局救急	2	2	3	0	0	2	9
警察本部	0	0	0	0	3	5	8
精保センター	0	0	0	6	9	0	15
家族会	0	0	0	0	8	1	9
権利擁護	0	0	0	1	0	0	1
保健所	0	0	4	19	39	1	63
参加病院	0	3	4	26	32	0	65
上記以外	1	1	0	3	4	1	10
合計	3	7	12	61	104	11	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	0.0	5.6	5.6	33.3	50.0	5.6
消防局救急	22.2	22.2	33.3	0.0	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5
精保センター	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0
家族会	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	0.0	0.0	6.3	30.2	61.9	1.6
参加病院	0.0	4.6	6.2	40.0	49.2	0.0
上記以外	10.0	10.0	0.0	30.0	40.0	10.0
合計	1.5	3.5	6.1	30.8	52.5	5.6

表60. 精神科救急の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	1	2	4	5	5	1	18
消防局救急	0	3	4	0	0	2	9
警察本部	0	0	0	0	3	5	8
精保センター	0	2	4	5	4	0	15
家族会	0	0	0	1	7	1	9
権利擁護	0	0	0	1	0	0	1
保健所	0	2	7	27	26	1	63
参加病院	1	6	7	20	30	1	65
上記以外	1	1	0	3	4	1	10
合計	3	16	26	62	79	12	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	5.6	11.1	22.2	27.8	27.8	5.6
消防局救急	0.0	33.3	44.4	0.0	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5
精保センター	0.0	13.3	26.7	33.3	26.7	0.0
家族会	0.0	0.0	0.0	11.1	77.8	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	0.0	3.2	11.1	42.9	41.3	1.6
参加病院	1.5	9.2	10.8	30.8	46.2	1.5
上記以外	10.0	10.0	0.0	30.0	40.0	10.0
合計	1.5	8.1	13.1	31.3	39.9	6.1

機関別集計：事例6-3：40歳治療中断男性

表6.1. 緊急性な介入の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	0	3	1	7	6	1	18
消防局救急	1	1	3	2	0	2	9
警察本部	0	0	0	0	3	5	8
精保センター	0	2	0	10	3	0	15
家族会	0	0	0	3	6	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	0	5	9	35	14	0	63
参加病院	0	5	10	27	23	0	65
上記以外	1	0	0	3	5	1	10
合計	2	16	23	87	61	9	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	0.0	16.7	5.6	38.9	33.3	5.6
消防局救急	11.1	11.1	33.3	22.2	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5
精保センター	0.0	13.3	0.0	66.7	20.0	0.0
家族会	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	0.0	7.9	14.3	55.6	22.2	0.0
参加病院	0.0	7.7	15.4	41.5	35.4	0.0
上記以外	10.0	0.0	0.0	30.0	50.0	10.0
合計	1.0	8.1	11.6	43.9	30.8	4.5

表6.2. 精神科救急の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	1	2	4	7	3	1	18
消防局救急	0	2	3	2	0	2	9
警察本部	0	0	0	0	3	5	8
精保センター	2	2	4	5	2	0	15
家族会	0	0	0	4	5	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	0	12	18	20	13	0	63
参加病院	2	7	11	24	20	1	65
上記以外	1	0	0	3	5	1	10
合計	6	25	40	65	52	10	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	5.6	11.1	22.2	38.9	16.7	5.6
消防局救急	0.0	22.2	33.3	22.2	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5
精保センター	13.3	13.3	26.7	33.3	13.3	0.0
家族会	0.0	0.0	0.0	44.4	55.6	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	0.0	19.0	28.6	31.7	20.6	0.0
参加病院	3.1	10.8	16.9	36.9	30.8	1.5
上記以外	10.0	0.0	0.0	30.0	50.0	10.0
合計	3.0	12.6	20.2	32.8	26.3	5.1

機関別集計：事例6-4：50歳慢性例女性
表63. 緊急性な介入の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	1	7	2	6	2	0	18
消防局救急	1	2	4	0	0	2	9
警察本部	0	0	0	2	1	5	8
精保センター	1	4	1	7	2	0	15
家族会	0	1	1	4	3	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	2	22	9	23	7	0	63
参加病院	2	14	12	26	11	0	65
上記以外	1	2	1	3	2	1	10
合計	8	52	30	71	29	8	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	5.6	38.9	11.1	33.3	11.1	0.0
消防局救急	11.1	22.2	44.4	0.0	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	25.0	12.5	62.5
精保センター	6.7	26.7	6.7	46.7	13.3	0.0
家族会	0.0	11.1	11.1	44.4	33.3	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	3.2	34.9	14.3	36.5	11.1	0.0
参加病院	3.1	21.5	18.5	40.0	16.9	0.0
上記以外	10.0	20.0	10.0	30.0	20.0	10.0
合計	4.0	26.3	15.2	35.9	14.6	4.0

表64. 精神科救急の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	2	6	6	3	1	0	18
消防局救急	0	3	4	0	0	2	9
警察本部	0	0	0	2	1	5	8
精保センター	5	3	4	2	1	0	15
家族会	0	1	1	5	2	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	6	27	10	17	3	0	63
参加病院	4	19	12	20	9	1	65
上記以外	1	1	2	3	2	1	10
合計	18	60	39	52	20	9	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	11.1	33.3	33.3	16.7	5.6	0.0
消防局救急	0.0	33.3	44.4	0.0	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	25.0	12.5	62.5
精保センター	33.3	20.0	26.7	13.3	6.7	0.0
家族会	0.0	11.1	11.1	55.6	22.2	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	9.5	42.9	15.9	27.0	4.8	0.0
参加病院	6.2	29.2	18.5	30.8	13.8	1.5
上記以外	10.0	10.0	20.0	30.0	20.0	10.0
合計	9.1	30.3	19.7	26.3	10.1	4.5

機関別集計：事例6-5：50歳診断不詳男性
表65. 緊急性な介入の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	0	1	1	5	10	1	18
消防局救急	1	1	3	2	0	2	9
警察本部	0	0	0	0	3	5	8
精保センター	0	2	0	5	8	0	15
家族会	0	0	1	0	7	1	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	1	1	8	28	25	0	63
参加病院	1	1	7	20	35	1	65
上記以外	1	0	0	2	6	1	10
合計	4	6	20	62	95	11	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	0.0	5.6	5.6	27.8	55.6	5.6
消防局救急	11.1	11.1	33.3	22.2	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5
精保センター	0.0	13.3	0.0	33.3	53.3	0.0
家族会	0.0	0.0	11.1	0.0	77.8	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	1.6	1.6	12.7	44.4	39.7	0.0
参加病院	1.5	1.5	10.8	30.8	53.8	1.5
上記以外	10.0	0.0	0.0	20.0	60.0	10.0
合計	2.0	3.0	10.1	31.3	48.0	5.6

表66. 精神科救急の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	1	3	4	2	7	1	18
消防局救急	0	2	3	2	0	2	9
警察本部	0	0	0	0	3	5	8
精保センター	0	2	4	7	2	0	15
家族会	0	1	0	0	7	1	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	1	3	13	23	23	0	63
参加病院	2	2	10	20	29	2	65
上記以外	1	0	0	2	6	1	10
合計	5	13	34	56	78	12	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	5.6	16.7	22.2	11.1	38.9	5.6
消防局救急	0.0	22.2	33.3	22.2	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5
精保センター	0.0	13.3	26.7	46.7	13.3	0.0
家族会	0.0	11.1	0.0	0.0	77.8	11.1
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	1.6	4.8	20.6	36.5	36.5	0.0
参加病院	3.1	3.1	15.4	30.8	44.6	3.1
上記以外	10.0	0.0	0.0	20.0	60.0	10.0
合計	2.5	6.6	17.2	28.3	39.4	6.1

機関別集計：事例6-6：45歳服役歴あり男性
表67. 緊急性な介入の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	1	1	2	4	9	1	18
消防局救急	1	2	4	0	0	2	9
警察本部	0	0	0	1	2	5	8
精保センター	0	1	2	8	4	0	15
家族会	0	0	1	0	8	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	0	1	14	27	21	0	63
参加病院	1	1	10	24	28	1	65
上記以外	1	0	0	2	6	1	10
合計	4	6	33	66	79	10	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	5.6	5.6	11.1	22.2	50.0	5.6
消防局救急	11.1	22.2	44.4	0.0	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5
精保センター	0.0	6.7	13.3	53.3	26.7	0.0
家族会	0.0	0.0	11.1	0.0	88.9	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	0.0	1.6	22.2	42.9	33.3	0.0
参加病院	1.5	1.5	15.4	36.9	43.1	1.5
上記以外	10.0	0.0	0.0	20.0	60.0	10.0
合計	2.0	3.0	16.7	33.3	39.9	5.1

表68. 精神科救急の必要性は

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明	合計
行政主管課	2	1	5	3	6	1	18
消防局救急	0	3	4	0	0	2	9
警察本部	0	0	0	1	2	5	8
精保センター	1	1	7	4	2	0	15
家族会	0	0	1	1	7	0	9
権利擁護	0	0	0	0	1	0	1
保健所	1	2	22	20	18	0	63
参加病院	1	3	16	23	20	2	65
上記以外	1	0	0	2	6	1	10
合計	6	10	55	54	62	11	198

	極めて高い	やや高い	わからない	余り高くない	低い	不明
行政主管課	11.1	5.6	27.8	16.7	33.3	5.6
消防局救急	0.0	33.3	44.4	0.0	0.0	22.2
警察本部	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5
精保センター	6.7	6.7	46.7	26.7	13.3	0.0
家族会	0.0	0.0	11.1	11.1	77.8	0.0
権利擁護	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
保健所	1.6	3.2	34.9	31.7	28.6	0.0
参加病院	1.5	4.6	24.6	35.4	30.8	3.1
上記以外	10.0	0.0	0.0	20.0	60.0	10.0
合計	3.0	5.1	27.8	27.3	31.3	5.6

参加病院における薬物乱用および酩酊者の処遇
表 6 9. 覚せい剤などの違法薬物乱用が強く疑われる場合の対処

	完全に同意	だいたい同意	あまり同意で	まったく同意	不明	合計
幻覚妄想などの精神症状が明らかなきときは、精神科に入院治療が必要である	25	32	7	1	0	65
幻覚妄想などが明らかには存在しなくとも、薬物依存症であれば、精神科入院治療が必要である	2	23	29	11	0	65
精神科に入院した後は、違法薬物使用についての捜査継続は不要である	1	6	25	33	0	65
精神科に入院した後も、違法薬物使用についての捜査は継続して行われるべきである(退院時に逮捕することもある)	34	26	5	0	0	65

表 7 0. 酩酊状態にある者の精神科救急での対応

	完全に同意	だいたい同意	あまり同意で	まったく同意	不明	合計
酩酊状態での精神科診察は困難であり、酔いが醒めてから診察を行うことが適切である(酩酊者は精神科救急の対象ではない)	29	28	7	1	0	65
酩酊状態であっても、警察署員、救急隊が不穏さなどから精神障害を疑えば、精神科で外来診察を行うことが適切で酩酊状態であっても、警察署員、救急隊が不穏さなどから精神症状を疑えば、救急情報センターで相談を行ったうえで、必要があれば外来診察につなぐことが適切である	6	41	13	5	0	65
精神症状が疑われても、低体温、意識の低下などが見られらたら、一般救急を利用することが適切である	52	13	0	0	0	65

機関別集計：人格障害への対応
表71. 精神障害である以上、精神科で危機回避のための入院を引き受けることは必要である

	完全に同意	大体同意	余りできない全くできない	不明	合計	
行政主管課	1	4	11	0	2	18
消防局救急	0	3	1	0	5	9
警察本部	2	1	0	0	5	8
精保センター	0	3	9	3	0	15
家族会	1	4	3	0	1	9
権利擁護	0	1	0	0	0	1
保健所	4	24	31	1	3	63
参加病院	4	24	32	3	2	65
上記以外	2	6	2	0	0	10
合計	14	70	89	7	18	198

表72. 精神障害であっても、精神科入院治療の対象でないかと判断された以上、家に返すのが適切である

	完全に同意	大体同意	余りできない全くできない	不明	合計	
行政主管課	1	9	5	0	3	18
消防局救急	0	2	2	0	5	9
警察本部	0	0	1	2	5	8
精保センター	3	10	2	0	0	15
家族会	0	4	3	1	1	9
権利擁護	0	0	1	0	0	1
保健所	7	30	22	2	2	63
参加病院	4	39	18	2	2	65
上記以外	0	4	4	2	0	10
合計	15	98	58	9	18	198

表73. 必要なら、精神科病院以外の本人の行き場所、あるいは家族の避難場所について相談に乗る

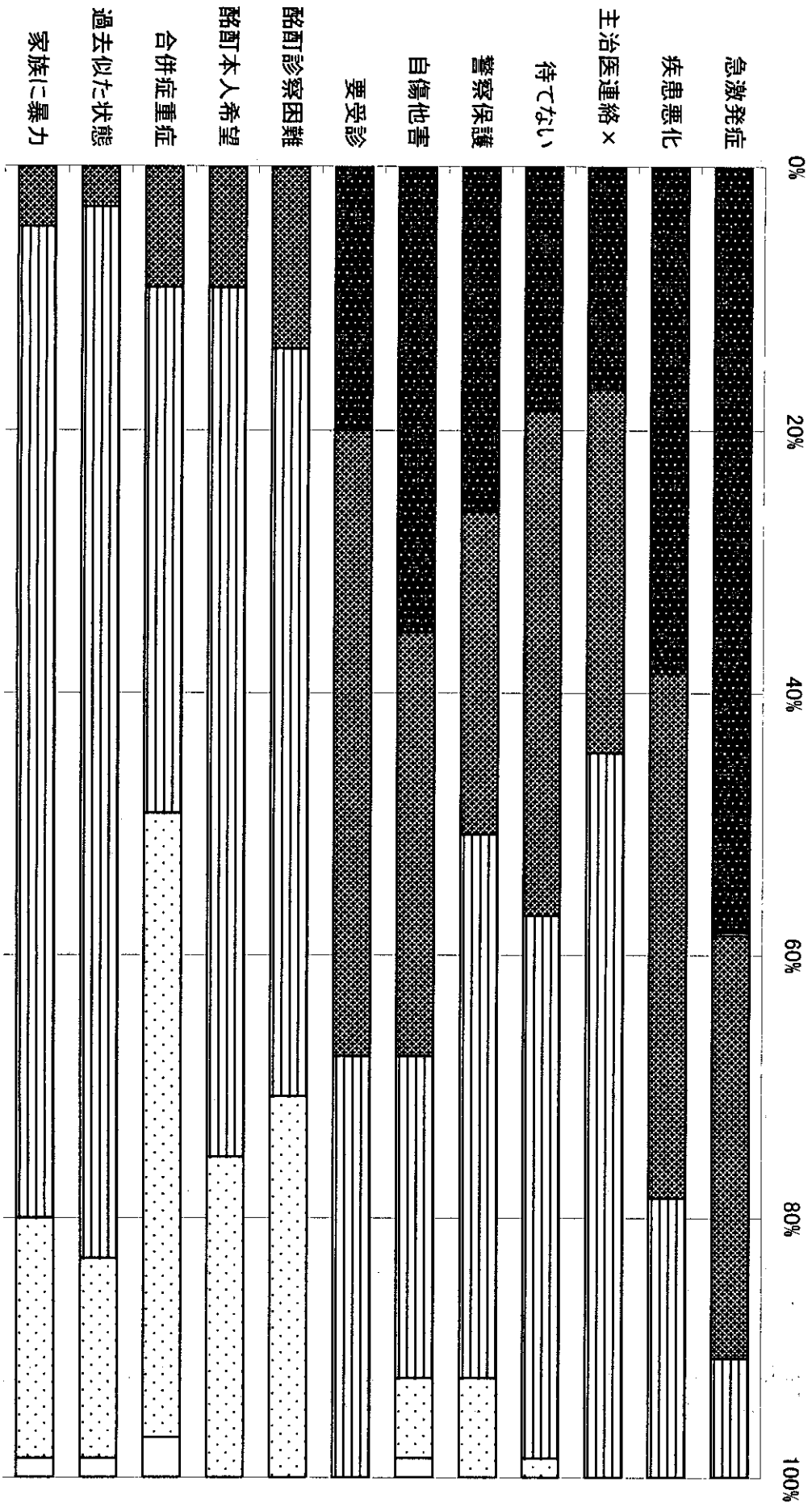
	完全に同意	大体同意	余りできない全くできない	不明	合計	
行政主管課	6	10	0	0	2	18
消防局救急	0	2	0	2	5	9
警察本部	2	0	0	1	5	8
精保センター	6	8	1	0	0	15
家族会	3	5	1	0	0	9
権利擁護	0	1	0	0	0	1
保健所	19	37	5	1	1	63
参加病院	10	39	12	2	2	65
上記以外	4	4	1	1	0	10
合計	50	106	20	7	15	198

	完全に同意	大体同意	余りできない全くできない	不明	合計
行政主管課	5.6	22.2	61.1	0.0	11.1
消防局救急	0.0	33.3	11.1	0.0	55.6
警察本部	25.0	12.5	0.0	0.0	62.5
精保センター	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0
家族会	11.1	44.4	33.3	0.0	11.1
権利擁護	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
保健所	6.3	38.1	49.2	1.6	4.8
参加病院	6.2	36.9	49.2	4.6	3.1
上記以外	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
合計	7.1	35.4	44.9	3.5	9.1

	完全に同意	大体同意	余りできない全くできない	不明	合計
行政主管課	5.6	50.0	27.8	0.0	16.7
消防局救急	0.0	22.2	22.2	0.0	55.6
警察本部	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5
精保センター	20.0	66.7	13.3	0.0	0.0
家族会	0.0	44.4	33.3	11.1	11.1
権利擁護	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
保健所	11.1	47.6	34.9	3.2	3.2
参加病院	6.2	60.0	27.7	3.1	3.1
上記以外	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0
合計	7.6	49.5	29.3	4.5	9.1

	完全に同意	大体同意	余りできない全くできない	不明	合計
行政主管課	33.3	55.6	0.0	0.0	11.1
消防局救急	0.0	22.2	0.0	22.2	55.6
警察本部	25.0	0.0	0.0	12.5	62.5
精保センター	40.0	53.3	6.7	0.0	0.0
家族会	33.3	55.6	11.1	0.0	0.0
権利擁護	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
保健所	30.2	58.7	7.9	1.6	1.6
参加病院	15.4	60.0	18.5	3.1	3.1
上記以外	40.0	40.0	10.0	10.0	0.0
合計	25.3	53.5	10.1	3.5	7.6

図1. 精神科救急の対象となるか(参加病院)



■ 間違いなく該当 ■ だいたい該当 □ 個々の事例による □ 該当しない □ 不明

図2. 精神科救急の対象となるか(保健所)



■間違いなく該当 ■だいたい該当 ■日個々の事例による □該当しない □不明

図3. 精神科救急の対象となるか(家族会)

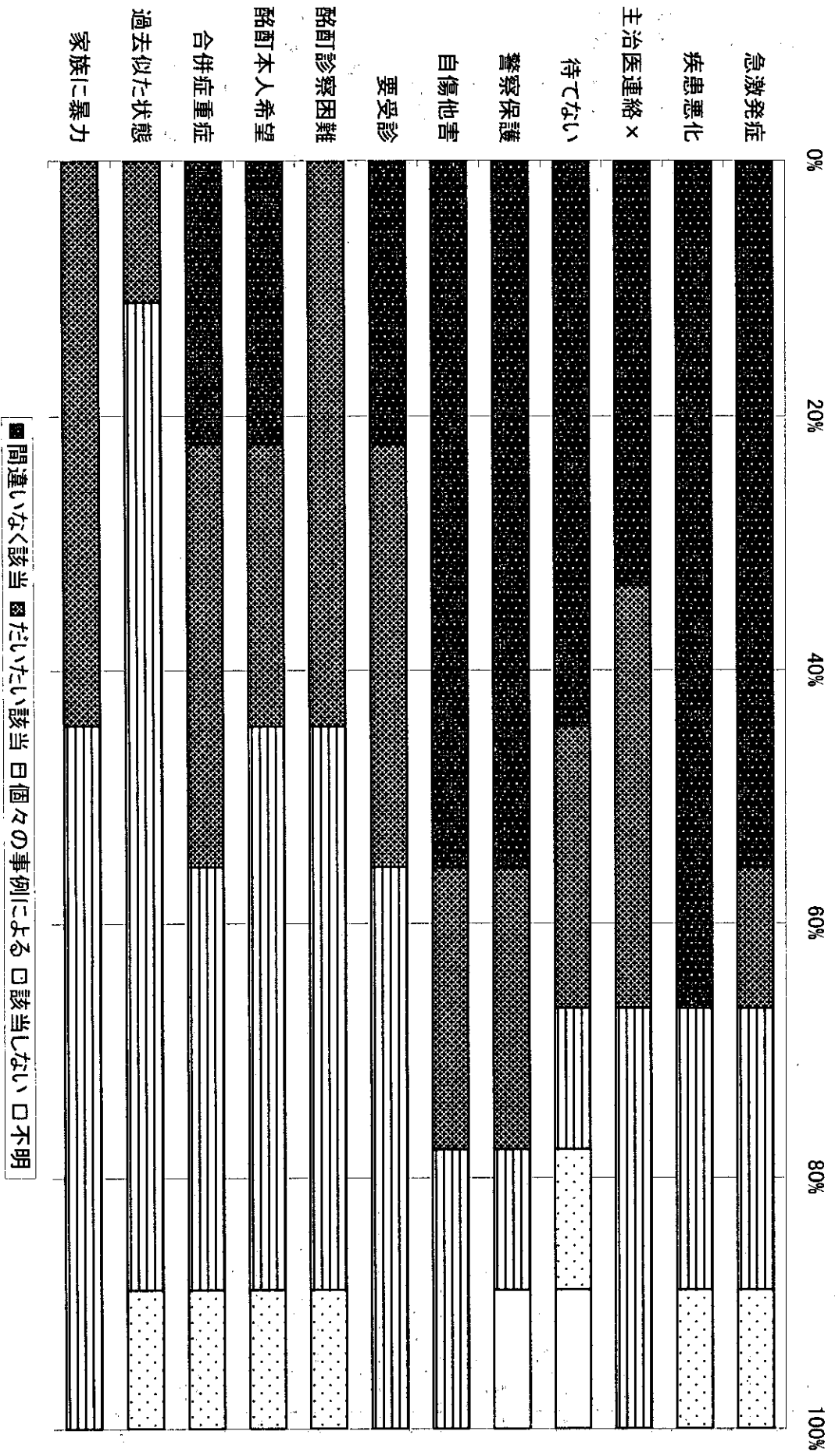


図4. 精神科救急の対象となるか(精神保健福祉センター)

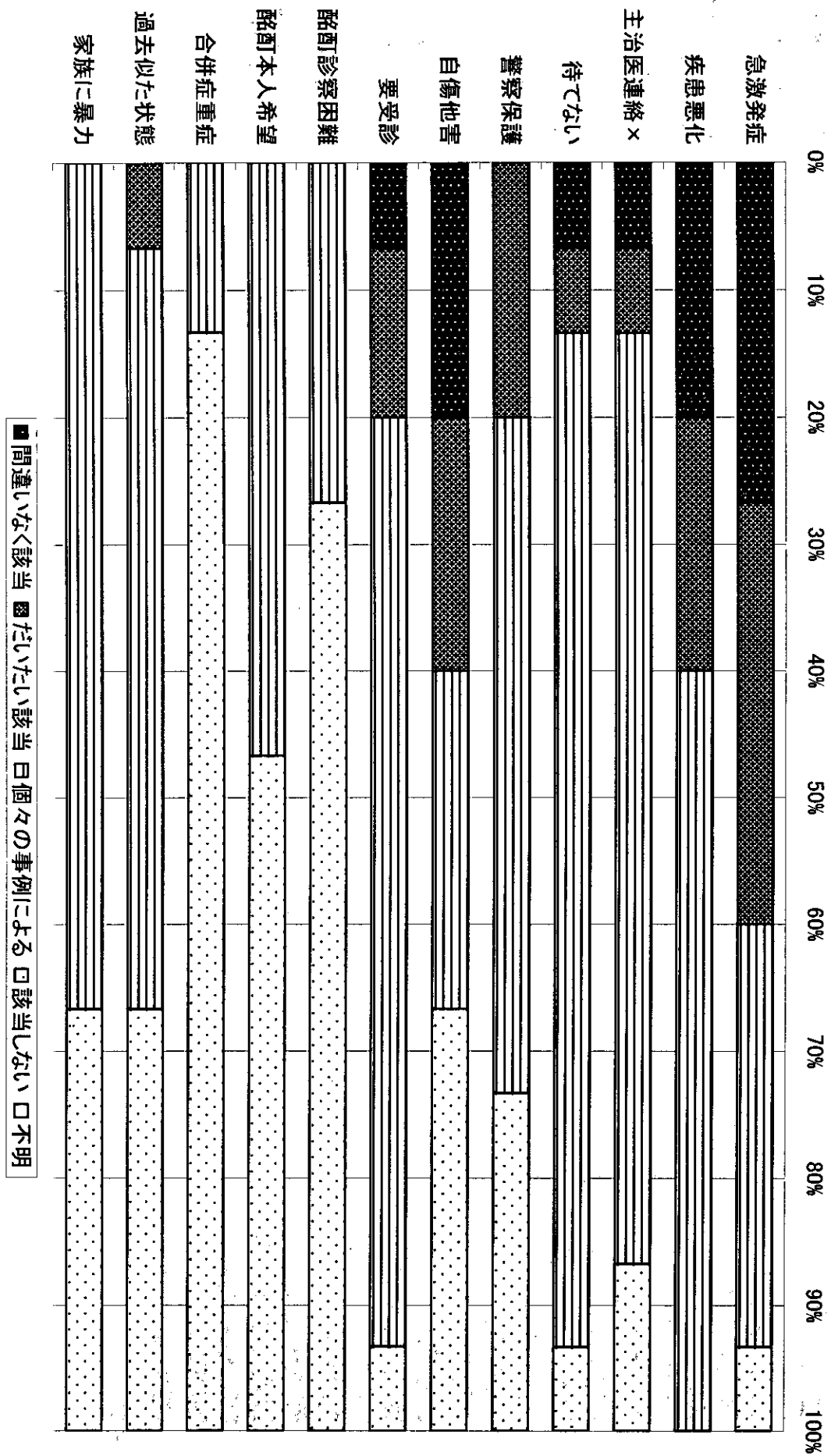
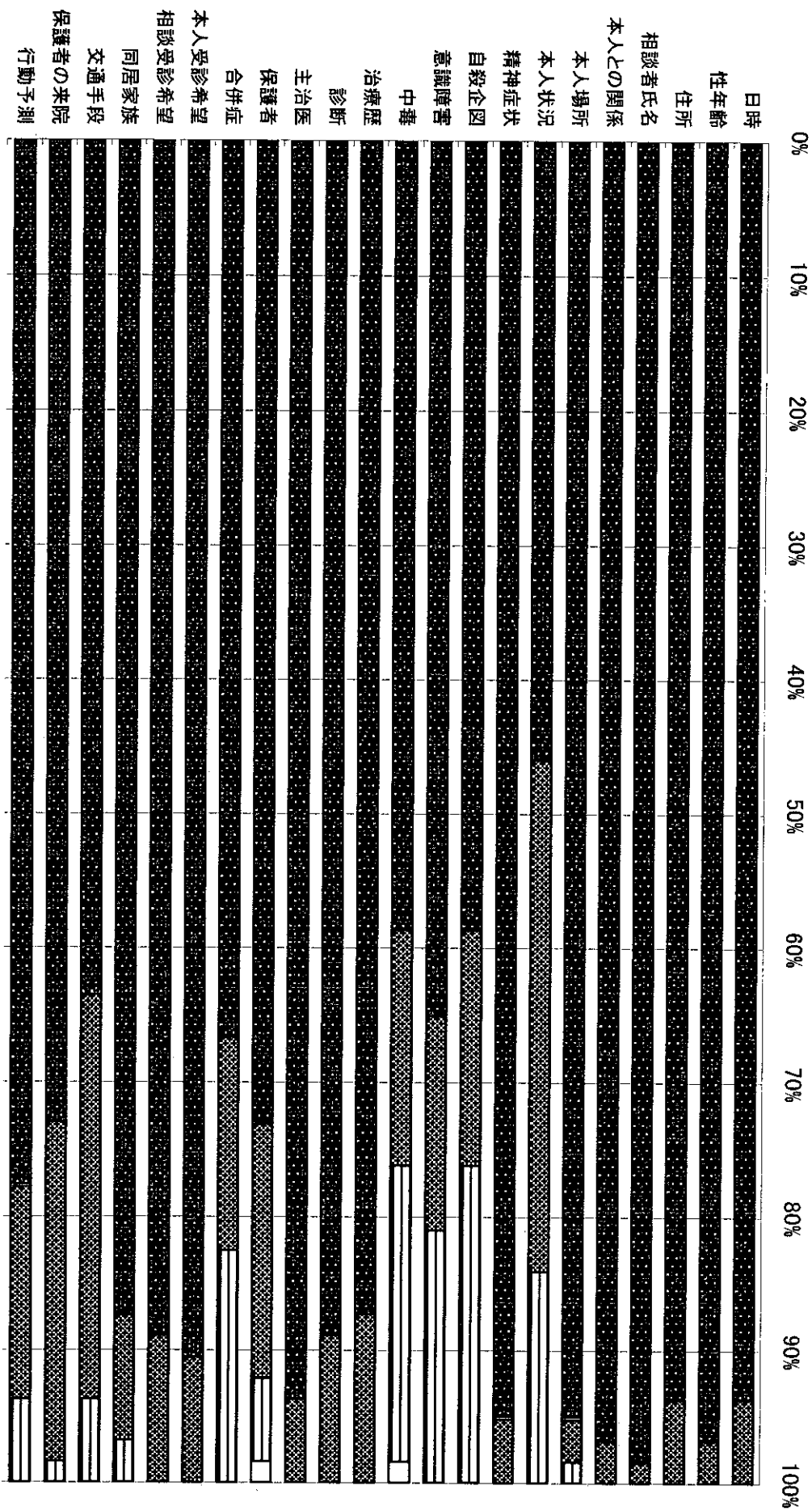
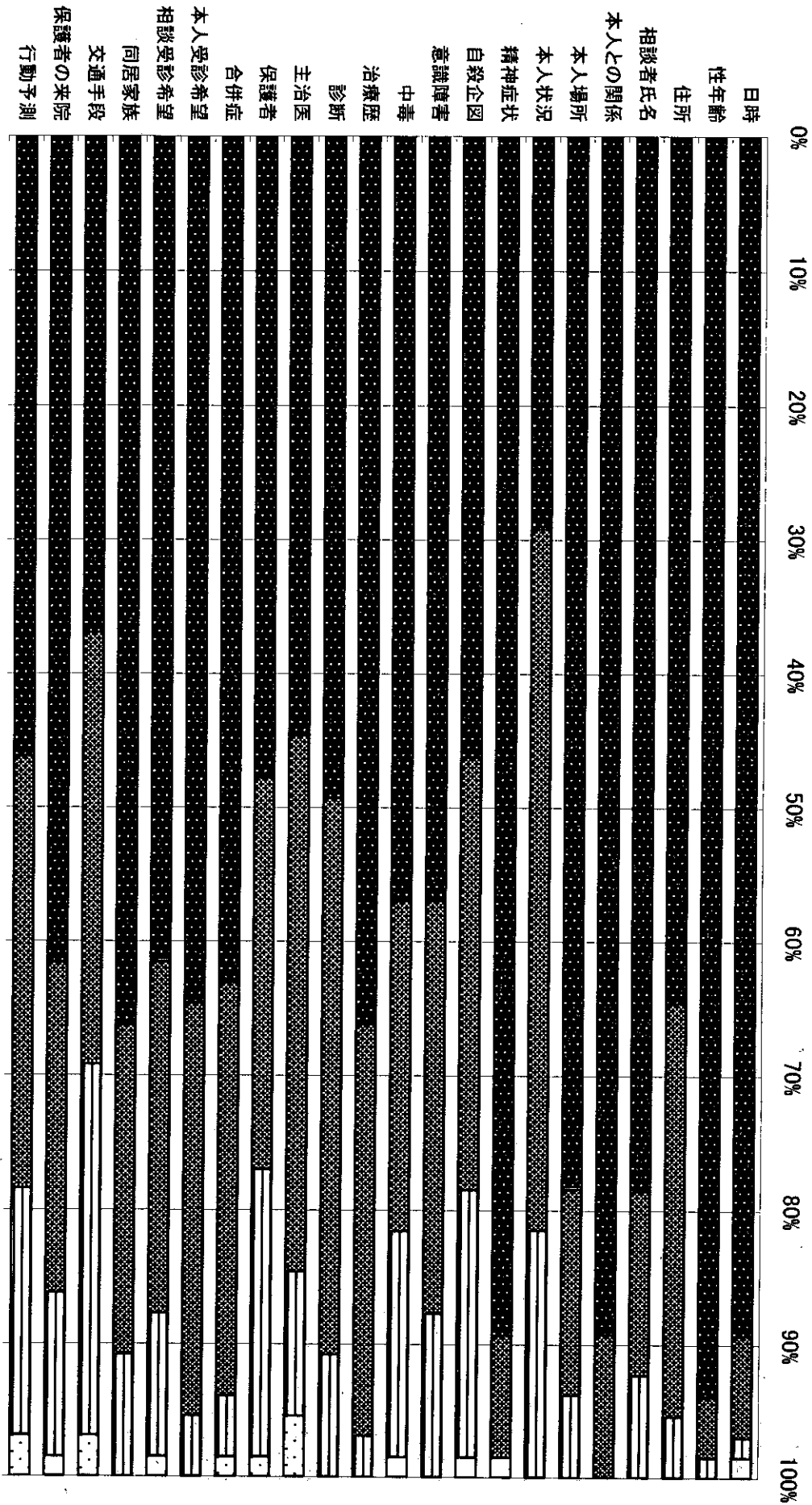


図5. 確認する情報項目(保健所)



■必ず確認 ■だいたい □口確認しない □不明

図6. 確認する情報項目(参加病院)



■必ず確認 ■だいたい □確認しない □不明